

改正

平成19年6月26日告示第642号
平成19年9月7日告示第818号
平成19年10月23日告示第937号
平成19年11月16日告示第1028号
平成19年12月25日告示第1141号
平成20年2月8日告示第85号
平成20年3月25日告示第369号
平成20年4月15日告示第439号
平成20年7月4日告示第639号
平成20年8月8日告示第743号
平成20年9月16日告示第827号
平成20年10月28日告示第935号
平成20年11月18日告示第1004号
平成21年1月13日告示第15号
平成21年1月30日告示第99号
平成21年3月13日告示第308号
平成21年4月3日告示第454号
平成21年6月2日告示第593号
平成21年8月7日告示第739号
平成21年9月18日告示第826号
平成21年10月2日告示第848号
平成21年11月27日告示第964号
平成21年12月22日告示第1028号
平成22年4月2日告示第366号
平成22年7月2日告示第611号
平成22年8月17日告示第742号
平成22年9月7日告示第789号

平成22年10月 8 日告示第848号
平成22年12月21日告示第1026号
平成23年 3 月22日告示第339号
平成23年 3 月25日告示第355号
平成23年 3 月31日告示第405号の 3
平成23年 4 月 1 日告示第407号
平成23年 4 月26日告示第483号
平成23年 8 月 5 日告示第758号
平成23年 9 月13日告示第819号
平成23年10月 7 日告示第873号
平成24年 1 月10日告示第19号
平成24年 3 月30日告示第382号
平成24年 4 月 3 日告示第406号
平成24年 6 月12日告示第586号
平成24年 7 月10日告示第668号
平成24年10月16日告示第892号
平成24年12月28日告示第1057号
平成25年 3 月29日告示第397号
平成25年 4 月 2 日告示第425号
平成25年 7 月 5 日告示第731号
平成25年 8 月 2 日告示第822号
平成25年10月15日告示第966号
平成25年12月10日告示第1084号
平成26年 3 月 4 日告示第254号
平成26年 4 月 1 日告示第453号
平成26年 8 月 1 日告示第740号
平成26年 8 月 5 日告示第752号
平成26年12月 2 日告示第1147号
平成27年 1 月23日告示第38号
平成27年 3 月20日告示第350号

平成27年 5月12日告示第534号
平成27年 7月10日告示第714号
平成27年10月 6日告示第921号
平成27年11月17日告示第1026号
平成27年12月18日告示第1111号
平成28年 3月31日告示第321号
平成28年 4月 8日告示第354号
平成28年 6月28日告示第503号
平成28年10月 4日告示第711号
平成28年10月28日告示第769号
平成29年 3月24日告示第242号
平成29年 3月31日告示第266号
平成29年 9月 1日告示第613号
平成29年10月10日告示第681号
平成30年 3月30日告示第287号
平成30年12月21日告示第868号
平成31年 3月26日告示第265号
平成31年 4月 2日告示第314号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱を次のように定める。

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 福祉保健部(福祉保健部子ども政策局を除く。)の所管に係る補助金等の交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の名称等)

第2条 規則第3条の補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業の内容は、別表のとおりとする。

(申請書の提出時期等)

第3条 規則第4条の交付申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額(補助

対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（申請の取下げのできる期限）

第4条 規則第8条第1項の申請の取下げをすることができる期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

（状況報告等）

第5条 補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないとき、この限りでない。

2 前項の実施状況報告書の提出期限等については、別に定める。

3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

4 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

（1）補助目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更

（2）対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減

（実績報告等）

第6条 規則第13条第1項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとき認められるものについては、これを省略することができる。

（1）事業報告書

（2）収支精算書

（3）その他知事が必要と認める書類

2 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める場合を除き、事業の完了した日から30日を経過した日（同項後段の場合には、翌年度の4月10日）とする。

3 第3条第2項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地

方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

（補助金等の交付）

第7条 規則第16条第1項の交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとするものについては、これを省略することができる。

- （1） 請求内訳書
- （2） 出来高調書
- （3） 事業の実施における契約書の写し
- （4） その他知事が必要と認める書類

2 補助金等は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の概算払に必要な書類は、概算払請求書のほか前項各号に掲げる書類と同様とする。

（財産の処分の制限等）

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第20条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、これにより難いときは、別に定めるところによる。

3 規則第20条第2号の機械及び重要な器具は、別に定める場合を除き、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械及び器具とする。

4 知事は、補助事業者が規則第20条の規定による承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（交付手続の特例）

第9条 補助金等の交付については、規則第21条の規定により、規則第16条第1項に規定する交付請求書の提出を省略することができる。

（帳簿の整備等）

第10条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証

拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付申請書等の添付書類その他の補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用)

1 この要綱(以下「新要綱」という。)は、平成18年度の予算に係る補助金等から適用する。

(長崎県福祉資金貸付事業資金補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 長崎県福祉資金貸付事業資金補助金交付要綱(昭和40年長崎県告示第886号)
- (2) 長崎県老人クラブ研修費補助金交付要綱(昭和49年長崎県告示第2098号)
- (3) 長崎県在宅福祉事業費補助金交付要綱(昭和61年長崎県告示第297号の22)
- (4) 長崎県身体障害者保護費補助金等交付要綱(平成5年長崎県告示第404号)
- (5) 長崎県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱(平成9年長崎県告示第722号)
- (6) 長崎県地域福祉関係社会福祉施設整備費補助金等交付要綱(平成10年長崎県告示第253号の3)
- (7) 長崎県身体障害者自動車運転免許取得助成事業費補助金交付要綱(平成12年長崎県告示第810号)
- (8) 長崎県老人保健施設等整備費補助金交付要綱(平成13年長崎県告示第149号)
- (9) 長崎県老人福祉関係社会福祉施設整備費補助金等交付要綱(平成13年長崎県告示第187号)
- (10) 長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金等交付要綱(平成13年長崎県告示第187号の3)
- (11) 戦没者慰霊碑等維持管理費補助金交付要綱(平成13年長崎県告示第579号)
- (12) 長崎県知的障害者小規模通所授産施設運営事業補助金交付要綱(平成14年長崎県告示第88号)
- (13) 長崎県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱(平成15年長崎県告示第312号)
- (14) 長崎県愛の福祉事業振興補助金交付要綱(平成15年長崎県告示第471号)
- (15) 長崎県精神障害者社会復帰施設運営事業補助金交付要綱(平成15年長崎県告示第811号)
- (16) 長崎県身体障害者補助犬育成事業補助金交付要綱(平成16年長崎県告示第830号)
- (17) 長崎県精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱(平成16年長崎県告示第849号)

号)

(18) 長崎県精神障害者雇用促進事業奨励金交付要綱(平成17年長崎県告示第1030号)

(19) 長崎県セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱(平成17年長崎県告示第1120号)

(経過措置)

3 新要綱に規定する補助金等であって、平成17年度以前の予算に係る分については、当該補助金等に係る定め(以下「旧要綱」という。)は、なおその効力を有する。

4 新要綱の告示日前における平成18年度の予算に係る補助金等についてなされた旧要綱に基づく処分、申請その他の行為は、新要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

改正文(平成19年告示第642号)抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成19年告示第818号)抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成19年告示第937号)抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成19年告示第1028号)抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成19年告示第1141号)抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成20年告示第85号)抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成20年告示第369号)抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成20年告示第439号)抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成20年告示第639号)抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成20年告示第743号)抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成20年告示第827号)抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第935号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第1004号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第15号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第99号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第308号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第454号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第593号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第739号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第826号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第846号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第964号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第1028号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成22年告示第366号）抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成22年告示第611号）抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成22年8月17日告示第742号）抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成22年9月7日告示第789号）抄
平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成22年10月8日告示第848号）抄
平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（抄）（平成22年12月21日告示第1026号）
平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（抄）（平成23年3月22日告示第339号）
平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（抄）（平成23年3月25日告示第355号）
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（抄）（平成23年3月31日告示第405号の3）
平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（抄）（平成23年4月1日告示第407号）
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（抄）（平成23年4月26日告示第483号）
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（抄）（平成23年8月5日告示第758号）
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（抄）（平成23年9月13日告示第819号）
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（抄）（平成23年10月7日告示第873号）
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（抄）（平成24年1月10日告示第19号）
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（抄）（平成24年3月30日告示第382号）
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（抄）（平成24年4月3日告示第406号）
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（抄）（平成24年6月12日告示第586号）
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成24年7月10日告示第668号）
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成24年10月16日告示第892号）
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成24年12月28日告示第1057号）
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成25年3月29日告示第397号）
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成25年4月2日告示第425号）
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成25年7月5日告示第731号）
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成25年8月2日告示第822号）
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成25年10月15日告示第966号）
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成25年12月10日告示第1084号）
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成26年3月4日告示第254号）
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成26年4月1日告示第453号）
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成26年8月1日告示第740号）
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成26年8月5日告示第752号）
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成26年12月2日告示第1147号）
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成27年1月23日告示第38号）
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成27年 3月20日告示第350号）
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成27年 5月12日告示第534号）
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成27年 7月10日告示第714号）
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成27年10月 6日告示第921号）
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成27年11月17日告示第1026号）
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成27年12月18日告示第1111号）
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成28年 3月31日告示第321号）
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成28年 4月 8日告示第354号）
平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成28年 6月28日告示第503号）
平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成28年10月 4日告示第711号）
平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成28年10月28日告示第769号）
平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成29年 3月24日告示第242号）
平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成29年 3月31日告示第266号）
平成29年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成29年 9月 1日告示第613号）
平成29年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成29年10月10日告示第681号）
平成29年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成30年 3 月30日告示第287号）

平成30年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成30年12月21日告示第868号）

平成30年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成31年 3 月26日告示第265号）

平成30年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（抄）（平成31年 4 月 2 日告示第314号）

平成31年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表（第 2 条関係）

福祉保健課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	旧多良見病院結核医療確保対策事業補助金	日本赤十字社長崎原爆諫早病院における結核医療の確保を図る。	長崎原爆諫早病院の一般病床と結核病床との価格差及び結核病床の空床により生じる減収分の補てんに要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	5,850万円以内	日本赤十字社長崎原爆諫早病院
2	長崎県民生委員児童委員協議会運営費補助金	補助対象者の運営の安定を確保することにより、民生委員児童委員活動の推進を図る。	補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県民生委員児童委員協議会
3	市町民生委員児童委員協議会等運営費補助金	市町民生委員児童委員協議会の運営に要する経費	市町民生委員児童委員協議会等が実施する民生委員児童委員活動の推進に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	市町民生委員児童委員協議会(中核)

	営費補助金	営の安定を確保することにより、民生委員児童委員活動の推進を図る。			市除く)
4	長崎県明るい社会づくり運動推進事業補助金	補助対象者の運営の安定を確保することにより、明るい社会づくり運動の推進を図る。	補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県明るい社会づくり運動推進協議会
5	長崎県更生保護協会運営費補助金	更生保護に関する事業の円満な推進及びその充実を図る。	補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県更生保護協会
6	長崎県社会福祉協議会福祉活動指導員及び事務職員設置費補助金	地域における社会福祉の推進を図る補助対象者の体制強化を図る。	地域における社会福祉を推進する福祉活動指導員等の活動に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10以内	社会福祉法人長崎県社会福祉協議会
7	長崎県総合福祉センター外壁補修資金借入金	民間社会福祉活動の拠点施設である長崎県総	長崎県総合福祉センターの補修に当たり借り入れた借入金の償還に要する経費	当該年度における元利償還金の2分の1に相	社会福祉法人長崎県社会福祉協議会

	償還金補助 金	合福祉センターの管理費の助成を行うことにより、地域における社会福祉の推進を図る。		当する金額	
8	長崎県地域福祉関係社会福祉施設整備費補助金	社会福祉施設の整備を促進することにより、地域における社会福祉の向上を図る。	保護施設及び社会事業授産施設で知事が別に定める施設の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	4分の3以内	市町、社会福祉法人及び日本赤十字社
9	長崎県福祉資金貸付事業資金補助金	福祉資金貸付事業を促進することにより、生活が困難な者の経済的支援を図る。	補助対象者が行う福祉資金の貸付に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10以内	市町社会福祉協議会、母子会等
10	民生委員及び児童委員の改選に伴う市町民生委員推薦会運営費補助金	市町民生委員推薦会の円滑な運営を図る。	市町民生委員推薦会の運営に関する経費	予算の範囲内で知事が定める額	市町(中核市を除く。)

11	東北地方太平洋沖地震被災者一時貸付事業資金補助金	東北地方太平洋沖地震被災者等の経済的支援を図る。	補助対象者が行う東北地方太平洋沖地震被災者への一時貸付に要する経費	10分の10以内	市町社会福祉協議会
12	社会福祉・医療事業団福祉貸付金借入に対する利子補給補助金	社会福祉施設整備の推進と負担の軽減を図る。	社会福祉・医療事業団から借り入れた社会福祉施設整備資金の利子償還に要する経費	10分の10又は2分の1	社会福祉事業を行う者
13	長崎県更生保護施設整備事業費補助金	更生保護施設の整備を促進することにより更生保護事業の推進を図る。	補助対象者が行う施設老朽化対策事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	更生保護法人長崎啓成会

医療政策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県無医地区等健康管理事業交通費等補助金	無医地区等住民の健康診断を受けられる機会の確保を図る。	無医地区の住民の健康診断に当たり定期船の運賃の補助を行う場合の当該補助又は船舶借りに要する経費	2分の1以内	市町
2	長崎県病院群輪番制病院運営費補助金	初期救急医療施設及び救急患者の	長崎県島原病院が県南地域の病院と共同して行う休日又は夜間診療に関する病院群輪番制の運営に要する経費。た	予算の範囲内で知事が別に定める	長崎県病院企業団

	助金	搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を図る。	ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	基準による。	
3	長崎県救急医療対策事業補助金	救急医療施設の整備等を促進することにより、救急医療体制の充実を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 施設整備事業 ア 休日夜間急患センターとして必要な診察室、その他の施設及び付属設備等の新築又は増改築に要する経費 イ 病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な診察室、その他の施設及び付属設備等の新築又は増改築に要する経費 ウ 病院群輪番制病院又は共同利用型病院の心臓病専門病室(ＣＣＵ)として必要な病棟の新築、増改築又は改修に要する経費 エ 病院群輪番制病院又は共同利用	(1) 0.66 以内	市町 病院の開設者((3)の工の場合に限る。)

			<p>型病院の脳卒中専用病室(S C U) として必要な病棟の新築、増改築 又は改修に要する経費</p> <p>(2) 設備整備事業 (2) 及び</p> <p>ア 休日夜間急患センターとして必 (3) 3 要な医療機器等の購入に要する経 費 分の2 ((3) の</p> <p>イ 病院群輪番制病院又は共同利用 工の場合 型病院として必要な医療機器等の には10分の 購入に要する経費 10) 以内</p> <p>ウ 病院群輪番制病院又は共同利用 型病院の心電図受診装置の購入に 要する経費</p> <p>エ 救命救急センターとして必要な 医療機器等の購入に要する経費</p> <p>オ 救命救急センターの心電図受信 装置の購入に要する経費</p> <p>(3) 施設運営事業</p> <p>ア 共同利用型病院の運営に要する 経費</p> <p>イ 小児救急医療支援事業の運営に 要する経費</p> <p>ウ 第二次救急医療施設勤務医師研 修事業の運営に要する経費</p> <p>エ 救急救命士の資格を有する救急 隊員の病院実習受入促進事業の運 営に要する経費</p>		
4	長崎県救急 医療協力病	病院群輪番 制方式によ	別に定める救急医療協力病院の救急医 療の実施のために要する経費に対し補	2 分の 1	市町

	院運営費補助金	る第二次救急医療体制を補完し、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を図る。	助対象事業者が補助する場合の当該補助に要する経費		
5	長崎県地域災害拠点病院整備事業補助金	地域災害拠点病院を整備することにより、災害時の初期救急医療体制の充実強化を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 施設整備事業 ア 地域災害拠点病院として新築若しくは増改築する場合の補強又は既存建物の補強に要する経費 イ 備蓄倉庫の整備に要する経費 ウ 自家発電装置の整備に要する経費 エ 受水槽の整備に要する経費 オ ヘリポートの整備に要する経費 (2) 設備整備事業 地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入に要する経費	(1) 0.33 (耐震補強の場合は0.50)以内 (2) 3分の2以内	知事が指定する災害拠点病院の開設者

6	長崎県地域医療の充実のための遠隔医療設備整備事業費補助金	通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差の解消、医療の質及び信頼性の確保を図る。	遠隔医療の実施に必要なコンピューター、付属機器等の購入に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	2分の1以内	病院の開設者
7	長崎県医療施設近代化施設整備事業費補助金	医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、療養病床への転換整備を進めるとともに、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継の	患者の療養環境、医療従事者の職場環境及び衛生環境の改善、並びに患者に対するサービスの向上等につながる病院（改修により療養病床を整備する場合を除く。）の新築、増改築又は改修に要する経費のうち次に掲げるもの。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 病棟の整備 (2) 患者の療養環境、医療従事者の職場環境の改善等のための整備であって知事が適当と認めるもの (3) 電子カルテシステムの整備	0.33以内	病院の開設者

		ための整備等を促進し、もって医療施設の経営の確保を図る。			
8	長崎県医療施設土砂災害防止施設整備費補助金	医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震防災対策又は土砂災害の防止のための対策の強化を図る。	土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う外壁の補強又は既存建物に対する外壁の補強又は防護壁の設置等に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	0.33以内	病院の開設者
9	長崎県がん診療施設整備事業補助金	がん診療施設の整備を促進することにより、がん診療に係る医療提供体制の充実を図る。	がんの診療に必要な施設及び設備の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	施設整備事業は0.33以内とし、設備整備事業は3分の1以内とする。	別に定める病院の開設者
10	長崎県医学的リハビリテーション施設整備事業補助金	公的病院が行う医学的リハビリテーションに係る医療提	医学的リハビリテーション施設として必要な施設及び設備の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	施設整備事業は0.33以内とし、設備整備事業は3分の1以	別に定める病院の開設者

		供体制の充 実を図る。		内とする。	
11	長崎県共同 利用施設整 備事業補助 金	開放型病棟 又は共同利 用を目的と した高額医 療機器を整 備すること により、共同 利用施設と して地域の 医療機関相 互の密接な 連係と機能 分担を促進 し、医療資源 の効率的活 用を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、 補助対象経費の基準は、知事が別に定 める。 (1) 施設整備事業 共同利用施設又 は地域医療支援病院の共同利用部門 として必要な特殊診療棟及び開放型 病棟の新築又は増改築に要する経費 (2) 設備整備事業 共同利用施設又 は地域医療支援病院の共同利用部門 として必要な医療機器の購入に要す る経費	(1) 0.33 以内 (2) 3分 の1(地域 医療支援 病院の場 合は3分 の2)以内	共同利用施 設又は地域 医療支援病 院の開設者
12	長崎県感染 症指定医療 機関施設・設 備整備費補 助金	第1種感染 症指定医療 機関及び第 2種感染症 指定医療機 関における 感染症患者 受け入れの ための施設 及び設備を 整備をする	次に掲げる事業に要する経費。ただし、 補助対象経費の基準は、知事が別に定 める。 (1) 施設整備事業 第1種感染症指 定医療機関及び第2種感染症指定医 療機関の新築及び増改築 (2) 設備整備事業 第1種感染症指 定医療機関及び第2種感染症指定医 療機関の医療機器の購入	予算の範囲 内で知事が 別に定める 基準による。	第1種感染 症指定医療 機関及び第 2種感染症 指定医療機 関

		<p>ことにより、地域住民に対する感染症の予防及びまん延の防止に資するとともに、公衆衛生の向上に寄与する。</p>			
13	長崎県感染症指定医療機関運営費補助金	<p>第1種感染症指定医療機関並びに第2種感染症指定医療機関の運営の安定を確保することにより、地域住民に対する感染症の予防及びまん延の防止に資するとともに、公衆衛生の向上に寄与する。</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。</p> <p>(1) 第1種感染症指定医療機関運営事業第1種感染症指定医療機関の運営に要する経費</p> <p>(2) 第2種感染症指定医療機関運営事業第2種感染症指定医療機関の運営に要する経費</p>	<p>予算の範囲内で知事が別に定める基準による。</p>	<p>第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関</p>
14	長崎県予防	補助対象者	補助対象者が行う健康被害に関する調	4分の3	市町

	接種事故対策費県費補助金	が行う健康被害調査を実施することにより、健康被害の予防に寄与する。	査に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。		
15	長崎県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	県民が日常生活圏で質の高いがん医療を受けられることができる体制の確保を図る。	がん診療連携拠点病院機能強化事業のために必要な経費	10分の10以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	長崎県がん診療連携拠点病院
16	長崎県病床転換助成事業費補助金	療養病床の再編成により、医療の効率的な提供を推進し、もって、県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。	医療機関が行う医療療養病床等から知事が別に定める介護保険適用施設への転換（整備）に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	医療機関の開設者
17	長崎県在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療機器等の設備を整備	在宅歯科診療に必要な医療機器等の購入に要する経費	3分の2	市町及び医療機関の開設者

	補助金	することにより、高齢者、寝たきり者等に対する歯科医療提供体制の充実を図る。			
18	長崎県小児医療施設整備事業費補助金	小児医療及び新生児疾患の診断及び治療を行う医療施設を整備することにより、地域における小児医療の水準の向上を図る。	小児医療施設として必要な施設の整備に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
19	長崎県新型コロナウイルス患者入院医療機関設備整備事業費補助金	新型インフルエンザ発生時に、必要な医療資器材についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図る。	次に掲げる設備整備に要する経費 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 (2) 個人防護具 (3) 簡易陰圧装置等	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が別に定める医療機関
20	長崎県医療施設耐震化	災害拠点病院等の医療	耐震化を目的とした新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	2分の1	災害拠点病院、救命救急

	臨時特例基金事業補助金	機関の耐震整備を促進し、災害時において適切な医療提供体制の維持を図る。	(設計費及び取壊し経費を除く。)		センター又は二次救急医療機関の開設者
21	長崎県周産期医療確保対策事業補助金	周産期母子医療センターの診療機能、病床数及び医師、看護師等の処遇改善を図る。	周産期母子医療センターの運営に要する経費	3分の1	周産期母子医療センター
22	長崎県地域医療再生臨時特例基金事業補助金	長崎県地域医療再生計画に基づく事業に助成を行い、医療機能の強化、安定した医療提供体制の構築を図る。	(1) 有川医療センター整備事業のリハビリ、透析関連施設の整備に要する経費 (2) 奈良尾病院整備事業の診療所移転新築に要する経費 (3) しまの医療スタッフネットワーク事業の実施に要する経費 (4) 医療研修環境整備事業に要する経費 (5) へき地病院再生研修センターの整備に要する経費 (6) 医療情報救急システム構築事業	予算の範囲内で知事が別に定める額	(1) 長崎県病院企業団 (2) 長崎県病院企業団 (3) 長崎県病院企業団 (4) 長崎大学病院 (5) 平戸市 (6) 知事

	に要する経費	が適切と認める者
	(7) 佐世保市立総合病院救命救急センター整備事業に要する経費	(7) 佐世保市
	(8) 循環器救急医療体制整備に要する経費	(8) 知事が適切と認める者
	(9) 救急画像伝送システム整備事業に要する経費	(9) 知事が適切と認める者
	(10) 回復期リハビリ機能整備事業に要する経費	(10) 知事が適切と認める者
	(11) 医療連携体制整備検討事業に要する経費	(11) 知事が適切と認める者
	(12) 救急医療体制整備検討事業に要する経費	(12) 知事が適切と認める者
	(13) 地域医療支援センター運営事業に要する経費	(13) 知事が適切と認める者
	(14) ドクターヘリ施設・設備整備事業に要する経費	(14) 国立病院機構長崎医療センター
	(15) 災害医療・外傷センター構築事業に要する経費	(15) 知事が適切と認める者

	(16) がん検診等受診率向上対策事業 に要する経費	(16) 市町
	(17) がん検診精度管理医師研修事業 に要する経費	(17) 知事 が相当と 認める者
	(18) 医療教育開発センター構築事業 に要する経費	(18) 知事 が相当と 認める者
	(19) 県南地域医療連携強化事業に要 する経費	(19) 知事 が相当と 認める者
	(20) 地域連携・在宅医療推進事業に 要する経費	(20) 知事 が相当と 認める者
	(21) 上対馬病院整備事業に要する経 費	(21) 長崎 県病院企 業団
	(22) 佐世保地域救急医療体制整備事 業に要する経費	(22) 知事 が相当と 認める者
	(23) 県北地域医療機関救急医療体制 整備事業に要する経費	(23) 知事 が相当と 認める者
	(24) 看護師等キャリア開発システム 構築事業に要する経費	(24) 知事 が相当と 認める者
	(25) がん放射線治療、がん診療離島 中核病院等設備整備事業に要する経 費	(25) 知事 が相当と 認める者

	(26) 住民参加型地域医療向上事業に要する経費	(26) 知事が相当と認める者
	(27) デリバリーヘリ整備事業に要する経費	(27) 公益社団法人地域医療振興協会
	(28) がん検診車等整備事業に要する経費	(28) 財団法人長崎県健康事業団
	(29) がん検診促進、医療情報共有化事業に要する経費	(29) 知事が相当と認める者
	(30) あじさいネット拡充事業に要する経費	(30) 知事が相当と認める者
	(31) 糖尿病等地域連携システム構築事業に要する経費	(31) 知事が相当と認める者
	(32) 対馬いづはら、中対馬病院再編・整備事業に要する経費	(32) 長崎県病院企業団
	(33) 大学病院救命救急センターヘリポート整備事業に要する経費	(33) 長崎大学病院
	(34) 女性医師のための保育サポートシステムの構築事業に要する経費	(34) 知事が相当と認める者
	(35) 壱岐市民病院地域医療研修機能	(35) 壱岐

	向上施設整備事業に要する経費	市
	(36) 長崎県北地域医療教育コンソーシアム事業に要する経費	(36) 知事が適当と認める者
	(37) しまの病院ワーキングママサポート事業に要する経費	(37) 知事が適当と認める者
	(38) 在宅医療支援検査データ共有システムに要する経費	(38) 知事が適当と認める者
	(39) 在宅医療専門診療サポートシステムに要する経費	(39) 知事が適当と認める者
	(40) 在宅医療推進団体支援事業に要する経費	(40) 知事が適当と認める者
	(41) 長崎県在宅医療連携拠点事業に要する経費	(41) 知事が適当と認める者
	(42) ヘリポート設置整備事業に要する経費	(42) 長崎川棚医療センター
	(43) 災害時支援事業に要する経費	(43) 知事が適当と認める者
	(44) 医療教育開発センター構築事業（震災影響対策）に要する経費	(44) 知事が適当と認める者
	(45) 奈留医療センター施設改修事業	(45) 長崎

			<p>に要する経費</p> <p>(46) 対馬いづはら、中対馬病院再編・整備事業（震災影響対策）に要する経費</p> <p>(47) 小児の休日診療事業に要する経費</p> <p>(48) アイランドナースネットワーク事業に要する経費</p> <p>(49) 在宅療養体制推進事業に要する経費</p>		<p>県病院企業団</p> <p>(46) 長崎県病院企業団</p> <p>(47) 知事が適当と認める者</p> <p>(48) 長崎県病院企業団</p> <p>(49) 知事が適当と認める者</p>
23	長崎県防災訓練等参加支援事業補助金	災害時医療技術の向上及び関係機関との連携強化を図る。	国の主催する総合防災訓練に参加したDMAT（災害派遣医療チーム）等の活動に必要な経費	10分の10以内	知事が適当と認める者
24	長崎県がん診療離島中核病院機能強化事業費補助金	県民が日常生活圏内で質の高いがん医療を受けられる体制の確保を図る。	がん診療離島中核病院機能強化事業のために必要な経費	10分の10以内	がん診療離島中核病院
25	長崎県指定がん診療連	県民が日常生活圏内	長崎県指定がん診療推進病院機能強化事業のために必要な経費	10分の10以内	長崎県指定がん診療推

	携推進病院 機能強化事 業費補助金	で質の高い がん医療を 受けること ができる体 制の確保を 図る。			進病院
26	長崎県医療 施設耐震整 備事業補助 金	医療施設の 耐震化又は 補強等を行 うことによ り、地震発生 時における 適切な医療 提供体制の 維持を図る。	医療施設耐震整備として必要な新築、 増改築に伴う補強及び既存建物に対す る補強に要する経費	2分の1以 内	別に定める 病院の開設 者
27	長崎県有床 診療所等ス プリンクラ ー等施設整 備事業補助 金	消防法施行 令（昭和36 年政令第37 号）その他関 係法令によ りスプリン クラー、自動 火災報知設 備等の設置 が新たに義 務付けられ た有床診療 所等又は設 置義務は生	補助対象者が行う消防設備（スプリン クラー、自動火災報知設備及び火災通 報装置）の整備に要する経費	予算の範囲 内で知事が 定める額	スプリンク ラー等が設 置されてい ない病院、病 床を有する 診療所及び 入所施設を 有する助産 所

		じていない が自主的に 整備を実施 しようとする 有床診療 所等におけ る防火対策 を図る。			
28	長崎県医療 施設地球温 暖化対策施 設整備事業 補助金	地球温暖化 対策に資す る病院及び 診療所の整 備を支援す ることによ り、病院及び 診療所にお ける地球温 暖化対策の 取組を推進 する。	地球温暖化対策に資する整備に必要な 工事費又は工事請負費	0.33以内	病院及び診 療所の開設 者
29	長崎県感染 症外来協力 医療機関設 備整備事業 費補助金	新たな感染 症に備え、感 染拡大の防 止及び患者 に対する適 切な医療提 供体制を確 保し、感染症 に迅速かつ	個人防護具の整備に要する経費	予算の範囲 内で知事が 別に定める 基準による	医療機関及 び診療所

		適切に対応 することを 図る。			
30	長崎県小 児・周産期医 療施設設備 整備事業補 助金	周産期母子 医療センタ ーの設備を 整備するこ とにより、地 域における 小児・周産期 医療の水準 の向上を図 る。	周産期母子医療センターに必要な設備 の整備に要する経費	3分の2以 内	周産期母子 医療センタ ー(地方公共 団体及び地 方独立行政 法人を除 く。)
31	長崎県小 児・周産期医 療施設施設 整備事業補 助金	周産期母子 医療センタ ーの施設を 整備するこ とにより、地 域における 小児・周産期 医療の水準 の向上を図 る。	周産期母子医療センターに必要な施設 の整備に要する経費	0.33以内	周産期母子 医療センタ ー(地方公共 団体及び地 方独立行政 法人を除 く。)
32	長崎県アス ベスト除去 等整備事業 補助金	アスベスト 等が損傷、劣 化等により、 ばく露する おそれのあ る場所につ	アスベスト等の除去等に要する工事費 又は工事請負費	0.33以内	病院の開設 者(普通地方 公共団体、特 別地方公共 団体、一般地 方独立行政

		いて、除去、 囲い込み、封 じ込め等の 措置を推進 する。			法人及び特 定地方独立 行政法人を 除く。)
--	--	---	--	--	---------------------------------

医療人材対策室関係

	補助金の名 称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は 額	補助対象者
1	長崎県へき 地医療対策 費補助金	へき地医療 の拠点とな る病院及び 診療所の運 営の安定を 確保するこ とにより、無 医地区等に おける住民 の医療の確 保を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) へき地医療拠点病院運営事業無 医地区等への巡回診療、へき地診療 所等への医師の派遣等の医療活動そ の他へき地医療拠点病院の運営に要 する経費 (2) へき地診療所運営事業へき地診 療所における医療活動その他へき地 診療所の運営に要する経費	(1) 10分 の10以内 (2) 3分 の2(別に 定める事 業は3分 の1)以内	知事が指定 するへき地 医療拠点病 院の開設者、 市町及び民 間のへき地 診療所の開 設者
2	長崎県へき 地診療所施 設整備費補 助金	へき地に所 在する診療 所の施設の 整備を促進 することに より、無医地 区等におけ る住民の医 療の確保を 図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) へき地診療所(医師住宅及び看 護師住宅を含む。)の新築、増改築 及び改修(へき地診療所への用途変 更の場合で、既存の建物の改修を除 く。)に要する経費 (2) ヘリポートの整備に要する経費	2分の1以 内	市町及び民 間のへき地 診療所の開 設者

3	長崎県へき地医療拠点病院設備整備費補助金	へき地医療の拠点となる病院の医療機器の設備整備を促進することにより、無医地区等における住民の医療の確保及び医療の地域格差の解消を図る。	へき地医療拠点病院として必要な医療機器の購入に要する経費	予算の範囲内で知事が定める基準による。	知事が指定するへき地医療拠点病院の開設者
4	長崎県へき地診療所設備整備費補助金	へき地診療所の医療機器の設備整備を促進することにより、無医地区等における住民の医療の確保を図る。	へき地診療所として必要な医療機器の購入に要する経費	2分の1以内	市町及び民間のへき地診療所の開設者
5	長崎県離島医師確保補助金	離島の医療機関の医師を確保することにより、離島における住民の医	医師の給与に係る経費であって、知事が別に定める基準に該当するもの	2分の1以内	離島で医療機関を開設する市町又は地方独立行政法人

		療の確保を図る。			
6	長崎県救急患者輸送確保対策費補助金	離島の救急患者の本土病院への搬送に関わる医師、看護師等を確保することにより、離島の救急医療の確保を図る。	離島の救急患者を本土の病院へ搬送するため、医師、看護師等が航空機等に搭乗する場合に要する経費	2分の1	離島に医療機関がある市町
7	長崎県事業協力病院運営費補助金	へき地診療所等へ医師を派遣することにより、離島、へき地等における医療の確保を図る。	へき地診療所等に医師を継続的に派遣している別に定める事業協力病院の当該医師派遣に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	病院の開設者
8	長崎県産科医等確保支援事業補助金	分娩を取り扱う産科及び産婦人科の医師並びに助産師の処遇の改善を図る。	分娩手当等に対する助成に要する経費	3分の1	市町及び分娩を取り扱う施設の開設者
9	長崎県救急勤務医支援	休日及び夜間において	救急勤務医手当等に対する助成に要する経費	3分の1	市町及び救急病院の開

	事業補助金	救急医療に従事する医師の処遇の改善を図る。			設者
10	長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金	外国人看護師候補者の受入れを行った施設に対し、日本で就労するうえで必要な日本語能力の習得及び受入れる施設の研修体制の充実を図る。	外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	病院等の開設者及び知事が適当と認める者
11	長崎県女性医師等就労環境整備事業補助金	医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の復職支援及び離職防止を図る。	職場環境の整備に要する経費	2分の1。ただし、100万円を限度とする。	病院の開設者
12	長崎県専門	新たな専門	新たな専門医の仕組みにおける専門医	2分の1以	医療法(昭和

	医認定支援 事業補助金	医の仕組み が円滑に構 築されるよ う、研修を行 う医療機関 に対する専 門医の養成 プログラムの 作成の支 援を行うこ とにより、専 門医の質の 一層の向上 及び医療提 供体制の改 善を図る。	の養成プログラムの認定基準を踏まえ た、地域医療に配慮した次に掲げるい ずれかの専門医の養成プログラムの作 成に要する経費 (1) 総合診療専門医の養成プログラ ム (2) 初期診療が地域で幅広く求めら れる診療領域で都市部と地域を循環 させる内容の養成プログラム	内	23年法律第 205号) 第7 条の規定に 基づき許可 を受けた病 院若しくは 診療所又は 同法第8条 の規定に基 づく届出を した診療所 の開設者
13	長崎県巡回 診療航空機 運営費補助 金	無医地区等 の住民に対 し、ヘリコプ ターを活用 した巡回診 療を行うこ とにより、当 該地域にお ける安定的 な医療の確 保及び医療 水準の向上 を図る。	ヘリコプターにより離島病院等へ派遣 された特定診療科の医師が無医地区等 の住民に対し巡回診療を行う場合のヘ リコプターの運航に要する経費	予算の範囲 内で知事が 別に定める 基準による。	市町等

14	長崎県実践的手術手技向上研修実施機関設備整備補助金	遺体を使用した手術手技向上のための研修を支援し、医療技術及び医療安全の向上を図る。	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等の購入費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	実践的手術手技向上研修実施機関
15	長崎県産科医療機関設備整備費補助金	離島へき地において、産科医療機関で分娩に必要な設備を整備することにより、地域医療の確保を図る。	産科医療機関として必要な医療機器等の購入費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	産科医療機関開設者

薬務行政室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	骨髄移植支援事業補助金	ボランティア活動を支援することによって、骨髄移植の促進を図る。	骨髄ドナー登録及び骨髄移植支援に必要な経費	10分の10以内	長崎県骨髄バンク推進連絡会議
2	長崎県在宅医療提供拠点薬局整備	高い無菌性が求められる注射薬や	無菌調剤室の設置等に必要な施設整備費	10分の10以内。ただし、予算の範囲	長崎県薬剤師会及び郡市薬剤師会

	事業補助金	輸液などを身近な薬局で調剤できる体制を構築し、がん患者等の在宅医療の推進を図る。		内で知事が定める額を限度とする。	
--	-------	--	--	------------------	--

国保・健康増進課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県健康事業団新築工事借入金 利子助成金	県下唯一の総合検診機関である補助対象者の経営の安定を図ることにより、県民の健康増進及び疾病の早期発見に資する。	長崎県健康事業団の移転新築工事のための借入金に対する利子の償還に要する経費	10分の10以内	公益財団法人長崎県健康事業団
2	長崎県臓器移植対策事業補助金	臓器移植の普及啓発活動を行い、臓器移植の円滑な推進を図る。	臓器移植の円滑な推進を図るための連絡調整者である長崎県臓器移植コーディネーターの活動及び普及啓発に要する経費	10分の10以内	公益財団法人長崎県健康事業団
3	長崎県へき	へき地医療	へき地診療所として必要な医療機器の	2分の1以	市町等

	地診療所設備整備費補助金	を確保するため、へき地診療所として必要な医療機器の整備及び患者輸送車の購入を行う。	整備及び患者輸送車の購入に必要な経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	内	
4	長崎県へき地診療所施設整備費補助金	へき地医療を確保するため、へき地診療所として必要な診療所及びその医師の住宅等の新築、購入及び増改築を行う。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) へき地診療所の新築、増築、改築及び改修に要する経費 (2) ヘリポートの整備に要する経費	2分の1以内	市町等
5	長崎県健康増進事業費補助金	県民の健康増進を図る。	健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項及び第19条の2の規定により行う事業(健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2第6項に係る事業を除く。)に要する経費	3分の2以内(肝炎ウイルス検診を 知事が定める者に対して実施する場合において、別に定める経費にあつては10分の10以内)	市町

6	長崎県難病患者就労支援事業費補助金	難病患者の一般就労・復職、就業後のフォローアップなど、難病患者の就労支援を行う。	難病患者就労支援協議会の運営経費及び難病患者の就労支援を専門に行う就労支援員の活動経費	10分の10以内	NPO法人 長崎県難病連絡協議会
7	長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金	公私立の中学校で実施するフッ化物洗口によるう蝕予防対策を支援し、県内の子どもとう蝕を低減する。	フッ化物洗口のために必要な経費	3分の1以内	市町及び私立学校設置者（学校法人）

長寿社会課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県介護保険低所得者特別対策事業費補助金	介護保険制度の円滑な運営を図る。	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額を軽減するための次に掲げる事業に要する経費 (1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 (2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業 (3) 離島等地域における特別地域加	4分の3	市町及び一部事務組合

			算に係る利用者負担額軽減措置事業 (4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業		
2	長崎県明るい長寿社会づくり推進機構運営事業費等補助金	高齢者の社会活動を促進し、生きがいづくり及びスポーツ健康づくりを推進する。	高齢者スポーツ大会の開催、長寿大学の運営等、補助対象者が実施する「明るい長寿社会づくり推進機構事業」及び「元気高齢者の活躍促進事業」に要する経費	10分の10以内	公益財団法人長崎県すこやか長寿財団
3	長崎県老人クラブ連合会運営費補助金	長崎県老人クラブ連合会の活動の促進を図り、老人福祉の増進に資する。	長崎県老人クラブ大会の開催、老人クラブリーダー等研修会等の実施その他老人福祉の増進に知事が適当と認める事業に要する経費	10分の10以内	公益財団法人長崎県老人クラブ連合会
4	長崎県認知症高齢者地域支え合い事業費補助金	地域における認知症に対する理解及び支援体制の整備を推進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 認知症地域支え合い体制等研修会 (2) 相談普及啓発事業 (3) 認知症高齢者地域支援連絡会の実施等 (4) 若年性認知症意見交換会の実施	10分の10以内	公益社団法人認知症の人と家族の会長崎県支部
5	長崎県高齢者在宅福祉事業費補助金	在宅福祉事業を推進することにより、高齢者の	次に掲げる事業に要する経費 (1) 高齢者地域福祉推進事業費	(1) 3分の2(ウ及びエの場合	(1) 市町(中核市を除く。)

		福祉の増進を図る。	<p>ア 老人クラブ事業</p> <p>イ 市町老人クラブ連合会事業</p> <p>ウ 県老人クラブ連合会事業</p> <p>エ その他の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする事業</p> <p>(2) 特別事業費 補助対象者が知事の承認を受けて実施する特別事業に要する費用の実際の支出額</p>	<p>合は、10分の10以内)</p> <p>(2) 2分の1</p>	<p>公益財団法人長崎県老人クラブ連合会(ウ及びエの場合に限る。)</p> <p>(2) 市町(中核市を除く。)</p>
6	長崎県老人福祉関係社会福祉施設整備費補助金等	老人福祉施設等の施設整備の促進を図り、福祉の向上に資する。	<p>次に掲げる老人福祉施設等の施設整備等に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。</p> <p>(1) 養護老人ホーム</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム</p> <p>(3) 軽費老人ホーム</p> <p>(4) 介護老人保健施設</p>	10分の10以内	市町、医療法人及び社会福祉法人
7	長崎県軽費老人ホーム事務費補助金	居宅において生活することが困難な老人に日常生活上必要な便宜を供与し、老人福祉の向上を図る。	<p>軽費老人ホームの運営に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。</p>	10分の10以内	社会福祉法人等
8	認知症介護指導者養成研修事業等	認知症指導者の養成を促進し、認知	認知症介護指導者養成等研修に要する経費	10分の10以内	知事が適当と認めたと受講者を雇用

	後方支援費 補助金	症高齢者に 対する介護 サービスの 充実を図る。			する法人等
9	長崎県介護 保険事業費 補助金	介護保険制 度の円滑な 施行に資す る。	補助対象者、事業者等で構成される事 業推進委員会の設置及び試行的事業の 検討、実施、評価等に要する経費	4分の3	市町(中核市 を除く。)
10	長崎県地域 介護・福祉空 間整備事業 費補助金	地域におけ る高齢者施 設等の非常 用自家発電 設備整備、防 犯対策及び 安全対策を 推進し、老人 福祉の向上 を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 高齢者施設等の非常用自家発電 設備整備事業 (2) 高齢者施設等の防犯対策及び安 全対策強化事業	(1) 2分 の1以内。 ただし、 450万円を 上限とす る。 (2) 4分 の3以内	民間事業者
11	長崎県認知 症疾患医療 センター運 営事業費補 助金	地域におけ る認知症疾 患の保健医 療水準の向 上を図る。	認知症疾患医療センターの運営に要す る経費	10分の10以 内	病院事業者
12	長崎県地域 支え合い体 制づくり事 業費補助金	地域におけ る支え合い 体制の構築 を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 地域の支え合い活動の立ち上げ 支援事業 (2) 地域活動の拠点整備 (3) 人材育成	10分の10	市町及び一 部事務組合 その他知事 が適当と認 める団体
13	長崎県老人	スプリンク	スプリンクラー整備のための借入金に	10分の10	社会福祉法

	福祉施設ス プリンクラ ー緊急整備 利子助成金	ラーを設置 していない 老人福祉施 設における 防火対策を 推進する。	対する利子の償還に要する経費		人等
14	長崎県介護 保険苦情処 理業務支援 事業費補助 金	介護保険制 度に対する 苦情処理を 行うことに より、制度の 円滑かつ適 正な実施を 図る。	介護保険制度の苦情処理業務に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10以 内	長崎県国民 健康保険団 体連合会
15	長崎県介護 福祉士修学 資金等貸付 事業費補助 金	介護人材の 確保及び再 就職のため の準備金及 び修学費用 の貸付けを 行うことに より、地域の 福祉及び介 護に関わる 人材の育成、 確保並びに 定着を支援 する。	再就職準備金の貸付け、介護福祉士等 修学資金の貸付け及び実務者研修受講 者への貸付けに必要な原資並びに貸付 業務に要する経費。ただし、補助対象 経費の基準は、知事が別に定める。	予算の範囲 内で知事が 別に定める 額	知事が適当 と認める者
16	社会福祉施	社会福祉施	毎事業年度別に定める額に当該事業年	10分の10以	独立行政法

	設職員等退職手当共済事業給付費補助金	設職員等退職手当共済制度に基づく掛金に要する費用の一部の助成を通じて社会福祉事業の振興に寄与する。	度の初日における県内の社会福祉施設内職員等（被共済職員である者に限る。）の数を乗じて得た額		人福祉医療機構
17	長崎県ICT等を活用した高齢者等見守りネットワーク構築実証事業補助金	高齢者等見守りの人的ネットワークを補完するため、ICT等を活用した見守りシステムを導入することにより、多重的見守りネットワークの構築を図る。	補助対象者がICT等を活用し、見守りシステムを導入した実証を実施するために要する経費	10分の10以内	市町
18	長崎県外国人介護人材受入支援事業補助金	外国人介護人材に対し、日本語及び介護の技能向上のため	補助対象者が実施する外国人介護人材に対する日本語及び介護の技能向上のための集合研修等の実施に必要な経費	10分の10以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を	社会福祉法人その他県が認める民間団体

		の集合研修等を実施することにより、外国人介護人材の確保及び定着を図る。		限度とする。	
--	--	-------------------------------------	--	--------	--

障害福祉課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	人工透析患者通院支援事業補助金	補助対象者の運営の安定を図ることにより、人工透析を必要とする障害者の通院の支援に資する。	人工透析患者の通院を支援する補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	人工透析患者通院介護支援センター
2	障害者スポーツ活動等振興事業補助金	障害者スポーツの普及及び振興を図ることにより、障害者の心身の健康維持及び体力増進を図り社会参加を推進す	次に掲げる経費 (1) 補助対象者が実施するスポーツ大会の開催に要する経費 (2) 障害者団体が実施する県外のスポーツ大会への参加に要する経費 (3) 補助対象者の加盟団体が実施するスポーツ教室、指導者又は審判員の養成事業に要する経費 (4) 全国障害者スポーツ大会九州ブ	予算の範囲内で知事が別に定める額	長崎県障害者スポーツ協会

		る。	ロック予選会への参加に要する経費 (5) 全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会出場団体の活動に要する経費その他知事が必要と認める経費		
3	長崎県愛の福祉事業振興補助金	障害者及び障害児の福祉の増進を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。 (1) 障害者及び障害児の自立更生のための援助事業 (2) 地域福祉活動の向上に寄与すると認められる事業 (3) 県民の社会福祉の意識の高揚に寄与すると認められる事業 (4) 福祉の振興のため知事が特に必要と認める事業	10分の10以内	知事が適当と認める者
4	長崎県身体障害者補助犬育成事業補助金	視覚障害者等の就労、日常生活の向上等社会活動への参加の促進を図る。	事業実施年度中に補助犬の貸与が完了し、長崎県内に1年以上居住する視覚障害者等が使用を開始した当該補助犬の育成(候補犬の購入費及び身体障害者補助犬法第16条に基づく指定法人による補助犬の認定料を含む。)に要する経費	10分の10以内	訓練事業者
5	福祉団体運営費補助金	障害者福祉団体の活動を促進することにより、障害者の福祉の向上を	補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会、一般社団法人長崎県

		図る。			視覚障害者協会、一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会及び一般社団法人長崎県ろうあ協会
6	長崎県身体障害者福祉活動推進事業補助金	障害者福祉活動推進員を設置し、障害者福祉の増進に資する。	活動推進員の活動に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会
7	長崎県障害者団体研修費助成事業補助金	障害者の社会参加の促進を図る。	障害者の社会活動を促すための研修会等の実施に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会、一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会
8	長崎県障害者社会参加推進センター運営費補助金	障害者の自立生活と社会参加の推進について中核的役割を担う補助対象者の運	補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	長崎県障害者社会参加推進センター

		営の安定を図り、身体障害者の福祉の増進に資する。			
9	長崎県障害者芸術祭開催事業費補助金	障害者芸術祭の開催を通じ障害者の文化及び芸術活動の振興を図り、障害者の社会参加の促進に資する。	補助対象者が開催する長崎県障害者芸術祭に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	長崎県障害者社会参加推進センター
10	長崎県福祉医療費補助金 (障害者にかかる部分)	障害者の福祉の増進を図る。	補助対象者が障害者にかかる補助を行う場合の当該補助に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。	2分の1以内	市町
11	長崎県授産活動等支援事業費補助金	授産施設等における授産活動の拡大等を支援することを図る。	授産施設における新商品の開発、商品の販路の開拓等のための指導、助言等に要する経費	3分の2以内。 ただし、200万円を限度とする。	授産施設(中核市に存在するものを除く。)の設置者等
12	長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助	障害者福祉の向上を図る。	障害福祉関係施設で知事が別に定める施設の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	4分の3以内	社会福祉法人

	金				
13	長崎県精神障害者社会復帰施設運営事業補助金	精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図る。	精神障害者生活訓練施設、精神障害者通所授産施設（小規模通所授産施設を除く。）その他の精神障害者社会復帰施設の運営に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10以内	市町、社会福祉法人等
14	長崎県精神科救急医療システム整備事業補助金	救急医療を必要とする精神障害者のために精神科救急医療体制の確保を図る。	精神科救急医療情報センターの運営に要する経費。ただし補助対象経費の基準は知事が別に定める。	10分の10以内	長崎県病院 企業団
15	長崎県しまの精神医療特別対策事業運営費補助金	精神科無医地区である上五島地域において精神保健医療対策の充実を図る。	精神科医師による長崎県上五島病院で行う外来診療及び上五島保健所で行う精神保健相談に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10以内	長崎県病院 企業団
16	長崎県障害者スポーツ協会運営費補助金	障害者スポーツの普及及び振興を図るとともに心身の健康維持及び体力向上を図り、もって	補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	長崎県障害者スポーツ協会

		社会参加の 推進に資す る。			
17	長崎県地域 生活支援事 業費補助金	障害者の日 常生活及び 社会生活を 総合的に支 援するため の法律(平成 17年法律123 号)に基づ き、障害者及 び障害児が 基本的人権 を享有する 個人として の尊厳にふ さわしい日 常生活又は 社会生活を 営むことが できるよう、 地域の特性 や利用者の 状況に応じ た柔軟な事 業形態によ る事業を計 画的に実施	市町村地域生活支援事業の実施に要す る経費。ただし、補助対象経費の基準 は知事が別に定める。	4分の1	市町

		することに より、障害者 及び障害児 の福祉の増 進を図る。			
18	いのちの電 話活動支援 事業費補助 金	「長崎いの ちの電話」の 24時間相談 体制の構築 を図ること により、自殺 対策を推進 する。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、 補助対象経費の基準は、知事が別に定 める。 (1) 相談員養成のための研修 (2) 募集パンフレット等の作成及び 配布	10分の10以 内	社会福祉法 人「長崎いの ちの電話」
19	長崎県就労 意欲促進事 業費補助金	入所施設で 生産活動に 従事してい た者の就労 意欲の向上 と自立を促 進する。	補助対象者が入所施設で生産活動に従 事していた低所得者の就労意欲の向上 と自立を促進するために、就労意欲促 進給付金を給付した場合の当該給付に 要する経費	4分の3以 内	市町
20	長崎県精神 科救急医療 センター運 営事業補助 金	重度の症状 を呈する精 神科急性期 患者に対し、 良質な医療 を効率的に 提供できる 第三次救急 医療体制の	精神科救急医療センターの運営に要す る経費。ただし、補助対象経費の基準 は、知事が別に定める。	10分の10以 内	長崎県病院 企業団

		確保を図る。			
21	長崎県障害福祉サービス事業者コスト対策補助金	障害者自立支援法の施行に伴い増加した事務費の一部を助成することにより、事業者の新体系への円滑な移行及び定着を図る。	事業所の既存の請求事務処理等システムの改良に要する経費	10分の10以内	社会福祉法人等
22	精神障害者相談支援事業補助金	精神障害者が同じ障害をもつ者からの相談に応じ、必要な助言及び支援を行うことができるよう相談担当者を育成し、障害者同士の支援を推進する。	相談担当者を育成し、支援方法を習得するための研修等に要する経費	10分の10以内	長崎県精神障害者団体連合会
23	長崎県重度訪問介護等の利用促進に係る市町	重度障害者の地域生活を支援する。	重度訪問介護等の訪問系サービスの実施に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。	4分の3以内	市町

	支援事業補助金				
24	長崎県福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業補助金	矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を促進する。	矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行の支援（保護観察所その他関係機関からの受入れの依頼を受け、その他調整を行った場合に限り。）に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	施設入所支援事業所、宿泊型自立訓練事業所、共同生活介護事業所又は共同生活援助事業所の運営法人
25	いのちの電話支援強化事業費補助金	自殺対策を推進するため、補助対象者に対する支援を強化し、24時間相談体制の整備を一層推進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 養成講座に係る受講料の助成 (2) 設備整備	10分の10以内	社会福祉法人「長崎いのちの電話」
26	市町自殺対策推進事業費補助金	地域の状況に応じた自殺対策を実施する市町を支援することにより、自殺対策を推進する。	地域の状況に応じた自殺対策を実施するために必要な経費	10分の10以内	市町
27	民間団体自	自殺対策を	民間団体が自殺対策を実施するために	10分の10以	知事が適当

	自殺対策事業 費補助金	実施する民間団体を支援することにより、自殺対策を推進する。	必要な経費	内	と認める者
28	自殺未遂者 支援体制強化モデル事業 費補助金	精神科の併設されていない救急病院等に搬送された自殺未遂者本人及びその家族に対する相談支援を実施し、自殺未遂者の再企図の防止を図る。	自殺未遂者本人及び家族に対する相談支援に必要な経費	10分の10以内	知事が適当と認める者
29	精神科医療 従事者うつ 病研修事業 費補助金	病院等職員に対して、うつ病に関する研修を実施する。	うつ病に関する研修を実施するために必要な経費	10分の10以内	知事が適当と認める者
30	生き生き家 族活動事業 補助金	精神障害者の家族ひとりひとりの疾患や障害についての	精神障害への理解促進、家族相談員の育成、家族間のサポート体制の構築に向けた研修等に要する経費	10分の10以内	長崎県精神障害者家族連合会

		理解促進、地域家族会の活性化、相談支援体制の強化を図り、精神障害者の暮らしやすい地域づくりを推進する。			
31	地域定着相談者育成支援事業補助金	精神障害者からの相談に応じ、必要な助言及び支援ができる精神障害者を育成することにより、精神障害者の支援体制の強化を図る。	精神障害者に対する相談担当者を育成し、支援方法を習得するための研修会開催等に必要経費	10分の10以内	長崎県精神障害者団体連合会
32	障害者地域福祉支援事業補助金	知的障害についての理解促進を企業等に対して行い、知的障害者の就労促進を図	補助対象者が企業等に対して行う知的障害についての理解促進に関する研修事業に要する経費	10分の10以内	一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会

		佐世保市子ども発達センターの移転新設に対して支援を行い、療育の拠点施設として利用者の利便性の向上を図る。			
35	精神障害者 家族支援強化促進事業 補助金	精神障害者の家族が疾患及び所外についての理解の促進、地域家族会の活性化及び相談支援体制の強化を図る。	(1) 精神障害や精神障害者支援に関する研修 (2) 家族相談員育成に関する研修 (3) 家族間サポート体制の構築に向けた研修会	予算の範囲内で知事が別に定める額	長崎県精神障害者家族連合会
36	障害者意思決定支援事業補助金	障害者の意思をくみ取り、障害者本人による意思決定につなげるため、適切な意思決定支援のあり方につ	補助対象者が地域住民や福祉施設従事者等を対象として実施する、障害者の意思をくみ取り、本人の意思決定につなげるための研修事業に要する経費	10分の10以内	一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会

		いて理解の 促進及び啓 発を図る。			
37	当事者力活 用促進事業 補助金	精神障害があっても地域で安心して治療を受けながら生活が継続できるよう、精神障害者からの相談に応じ、必要な助言支援ができる当事者を育成する。	相談対応が可能な当事者を育成し、支援方法を習得するための研修会開催等に要する経費	10分の10以 内	長崎県精神 障害者団体 連合会
38	長崎県人工 内耳体外機 購入助成事 業費補助金	人工内耳装 用者のうち、 旧式の体外 機の使用に より、日常生 活に著しい 支障をきた している者 の最低限の 生活活動を 保障する。	人工内耳体外機の更新に要する経費	2分の1以 内	市町
39	つくも苑跡	つくも苑跡	つくも苑跡地を活用して行う観光公園	2分の1以	佐世保市

	地活用支援 補助金	地の活用に より地域の 振興を図る。	の整備に要する経費。ただし、補助対 象経費の基準は、知事が別に定める。	内	
40	依存症対策 総合支援事 業民間団体 補助金	依存症対策 を実施する 民間団体を 支援するこ とにより、依 存症対策を 推進する。	民間団体が、依存症対策を実施するた めに必要な経費	10分の10以 内	知事が適当 と認める者
41	知的障害理 解促進事業 補助金	知的障害者 が暮らして いる地域の 住民の方々 が、知的障害 を疑似体験 することによ り、障害へ の理解促進 を図り、知的 障害者の社 会参加を推 進する。	補助対象者が地域住民を対象として実 施する、知的障害の疑似体験を行う研 修事業に要する経費	10分の10以 内	一般社団法 人長崎県手 をつなぐ育 成会

原爆被爆者援護課関係

	補助金の名 称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は 額	補助対象者
1	長崎県原爆 死没者慰霊 式典等助成	原爆死没者 を慰霊し、永 遠の平和を	次に掲げる経費 (1) 慰霊式典の実施	4分の3以 内	被爆者団体

	金	祈念する。	(2) 慰霊碑等の建設等 (3) その他知事が必要と認めるもの		
2	原爆医療施設施設整備及び設備整備費県費補助金	被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図る。	日本赤十字社長崎原爆病院の施設、医療機器等の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	3分の2(施設整備の場合)は2分の1)以内	日本赤十字社
3	原爆福祉施設施設整備及び設備整備費県費補助金	被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図る。	原爆被爆者特別養護ホームかめだけ及び恵の丘長崎原爆ホームの施設、設備等の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	3分の2以内	社会福祉法人純心聖母会 公益財団法人被爆者福祉会
4	公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会原爆医療施設設備整備費県費補助金	被爆者の健康増進及び福祉の向上を図る。	原爆被爆者健康管理センターの医療機器等整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	6分の1以内	公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会
5	被爆者団体補助金	被爆者の健康管理と福祉の充実を図る。	次に掲げる経費 (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の普及啓発活動に要する経費 (2) 被爆者の健康及び生活相談に要する経費 (3) その他知事が必要と認める経費	予算の範囲内で知事が定める額	被爆者で構成する団体等で別に定めるもの
6	原子爆弾後	被爆者医療	原子爆弾後障害の実情及び研究成果の	予算の範囲	長崎原子爆

	障害研究会 開催補助金	の向上を図 る。	発表並びに当該成果の討議を行う研究 会の開催に要する経費	内で知事が 定める額	弾後障害研 究会
7	戦傷病者戦 没者遺族等 援護事業補 助金	援護団体の 育成と事業 の促進を図 る。	補助対象者が実施する事業に要する経 費	予算の範囲 内で知事が 定める額	一般財団法 人長崎県連 合遺族会、長 崎県傷痍軍 人会、長崎県 傷痍軍人妻 の会
8	戦没者慰霊 顕彰事業補 助金	戦没者の慰 霊の顕彰に 資する。	戦没者の慰霊行事その他必要と認める 事業に要する経費	予算の範囲 内で知事が 定める額	長崎県戦没 者慰霊奉賛 会
9	戦没者慰霊 碑等維持管 理費補助金	戦没者慰霊 碑等の維持 管理に資す る。	慰霊碑の維持管理、清掃等に要する経 費	2分の1以 内。ただし、 1基当たり 2万円を限 度とする。	市町

福祉保健課、医療政策課、医療人材対策室、薬務行政室、長寿社会課、障害福祉課関係

	補助金の名 称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は 額	補助対象者
1	長崎県地域 医療介護総 合確保基金 事業補助金	地域におけ る医療及び 介護の総合 的な確保の 促進に関す る法律(平成 元年法律第 64号)第4条 第1項に規	医療及び介護の総合的な確保のための 事業であって、地域における医療及び 介護の総合的な確保の促進に関する法 律第4条第1項に規定する都道府県計 画で定めるもののうち、下記の事業を 実施するために、予算の範囲内で知事 が必要と認める経費 (1) 地域医療構想の達成に向けた医 療機関の施設又は設備の整備に関す	予算の範囲 内で知事が 別に定める 額	知事が適当 と認める者

	<p>定する都道府県計画に基づく事業に助成を行い、本県の実情に応じた対策を推進する。</p>	<p>る事業</p> <p>(2) 居宅等における医療の提供に関する事業</p> <p>(3) 医療従事者の確保に関する事業</p> <p>(4) 介護施設等の整備に関する事業</p> <p>(5) 介護従事者の確保に関する事業</p>		
--	--	--	--	--

福祉保健課、長寿社会課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県生活困窮者自立相談支援事業等補助金	<p>地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって地域の要援護者の福祉の向上を図る。</p>	<p>地域社会の支えを必要とする要援護者の自立支援等を図るための次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業</p> <p>低所得世帯等を対象とした資金の貸付及び福祉サービスの利用援助等に関する事業</p> <p>(2) 地域福祉増進事業</p> <p>福祉サービスに関する苦情を解決するための事業</p>	<p>10分の10以内。ただし、知事が別に定める基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費からその他の収入額(寄附金を除く。)を控除した額のうち最も少ない額を限度とする。</p>	<p>社会福祉法人長崎県社会福祉協議会</p>